

令和4年第11回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月28日(月) 午前11時05分から午前11時35分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員 (10人)

11番 水谷 茂樹 (会 長)	7番 善岡 浩樹 (会長代理)	
1番 松田 力	2番 中村 広治	3番 北清 裕邦
4番 植松 春雄	5番 澤田 正人	6番 藤崎 正雄
8番 川瀬 崇	9番 川島 史伸	10番 高田 秋光

4. 欠席委員 (1人)

3番 北清 裕邦

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	澤田 正人 藤崎 正雄
第 2	会議書記の指名	川本局長、滝上推進員、手嶋主事
第 3	農政報告	参 与 續木課長
第 4	会務報告	事務局 川本局長
第 5	議事参与の制限	なし
第 6	報告第24号 農業者年金 (新制度・老齢年金) 裁定請求の進達について	
第 7	議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	
第 8	議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	
第 9	議案第28号 現況証明書の交付について	

6. 農業委員会事務局職員

川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事

7. 参与

續木敬子産業課長

事務局長(川本)	<p>只今から、令和4年第11回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、10名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (水谷)	<p>先ほど挨拶しましたので、ここでは省略し、早速議事に入ります。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和4年 第11回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 会議録署名委員の選出について 澤田委員・藤崎委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、川本事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長よりお願い申し上げます。</p>
参与 (續木)	<p>11月の農政報告です。最初に資料配付しました、コロナ感染症にかかる状況についてですが、町内で施設閉鎖等の処置はしてありませんが、学校等では行事の縮小が図られております。罹患率が上がっていますが、ワクチン摂取率も高く、重症化が防げているかと思えます。年末年始に向け、今一度感染対策にご留意ください。次にひまわりの里基本計画について、9月末に基本設計が完成しました。建築費が当初1億7百万円から資材高騰により2億24百万円となりました。今後は議会等の審議を得ることとなります。次に高収益作物の取扱について詳細が出ましたらお知らせします。狩猟免許について、予備講習試験が年明けにございます。詳しくは広報ほくりゅう12月号をご覧ください。</p> <p>以上農政報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。</p> <p>【4ページ朗読】</p>

議 長

日程第5 議事参与の制限について
議事参与の制限はありません。

それではこれより、報告1件、議案3件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第24号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の
進達について説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。

報告第24号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、別紙
の者に係る農業者老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和4年11月28日提出

次のページをご覧ください。

老齢年金番号 145

氏 名 和

生年月日 昭和32年11月11日

進達日 令和4年11月14日

年金加入期間 平成22年3月5日～平成26年1月29日

65歳到達による裁定請求です。

以上で報告を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

日程第7 議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
について、番号4-1から説明願います。

事務局長

7ページをお開き下さい。

議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、農地の権利設定の許可申請があったので別紙の者についての審議を求める。

令和4年11月28日提出

8ページをご覧ください。

受理番号 4-1 使用貸借

貸主 沼田町字北竜

借主 沼田町字北竜

権利は使用貸借です。

土地の所在は、美葉牛213番 外2筆

畑が3筆で 面積は95,312㎡となっております

申請理由は、農業経営を後継者に譲るため、使用貸借による権利の設定を行うためです。

資料の1ページに航空写真を添付しておりますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございませんか。

委員

【質疑等なし】

議長

採決いたします。番号4-1を承認とされる方は挙手をお願いします。

委員

【全員挙手】

議長

番号4-1について承認いたします。
次に番号4-2について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

受理番号 4-2 使用貸借

貸主 沼田町字北竜

借主 沼田町字北竜

権利は使用貸借です。

土地の所在は、美葉牛 192 番 1 外 11 筆
畑が 12 筆で 面積は 89,239 m²となっております。

申請理由は、農業経営を後継者に譲るため、使用貸借による権利の設定
を行うためです。

資料の 2 ページに航空写真を添付しておりますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長 このことについて、質疑等ございませんか。

委 員 【質疑等なし】

議 長 採決いたします。番号 4-2 を承認とされる方は挙手をお願いします。

委 員 【全員挙手】

議 長 番号 4-2 について承認いたします
日程第 7 議案第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請
については承認と致します。

議 長 日程第 8 議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定によ
る農地利用集積計画の決定について、最初に 4-贈-5 から説明願います。

事務局長 10 ページをご覧ください。
議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地
利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、北竜町から決定を求め
られた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 4 年 11 月 28 日提出

次のページをご覧ください。

番号 4-贈-5

所有権の移転を受ける者 碧水

所有権の移転をする者 碧水 [REDACTED]
所有権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
所有権の移転内容は、贈与です。
移転時期は、令和4年11月29日です。
土地の所在は、碧水135番2 1筆、
畑が1筆で 面積は847㎡となっております。
資料の3ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号4-贈-5承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号 4-贈-5について承認いたします。
次に番号4-贈-6について説明願います。

事務局長

次のページ(12ページ)をご覧ください。
番号 4-贈-6
所有権の移転を受ける者 美葉牛 [REDACTED]
所有権の移転をする者 和 [REDACTED]
所有権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
所有権の移転内容は、贈与です。
移転時期は、令和4年11月29日です。
土地の所在は、美葉牛55番6 1筆、
畑が1筆で 面積は3,118㎡となっております。
資料の4ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号4-贈-6承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号4-贈-6について承認いたします。
次に番号4-売-19について説明願います。

事務局長

次のページ(13ページ)をご覧ください。
番号4-売-19
所有権の移転を受ける者 札幌市 北海道農業公社
所有権の移転をする者 碧水 [REDACTED]
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和4年11月29日です。
対価の支払期限は、令和5年1月11日です。
売買価格は、4,656,000円です。
土地の所在は、碧水160番1 外2筆、
田が3筆で 面積は19,372㎡となっております。
尚、一時貸付期間は5年となります。(一時貸付先 [REDACTED])
資料の5ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号4-売-19承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議 長

番号 4-売-19について承認いたします。
次に番号 4-売-20について説明願います。

事務局長

次のページ(14ページ)をご覧ください。
番号 4-売-20
所有権の移転を受ける者 札幌市 北海道農業公社
所有権の移転をする者 碧水 [REDACTED]
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和4年11月29日です。
対価の支払期限は、令和5年1月11日です。
売買価格は、15,043,000円です。
土地の所在は、碧水134番6 外3筆、
田が4筆で 面積は66,986㎡となっております。
尚、一時貸付期間は10年となります(一時貸付先 [REDACTED])
資料の6ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。
番号4-売-20承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 4-売-20について承認いたします。
次に番号 4-売-21について説明願います。

事務局長

次のページ(15ページ)をご覧ください。
番号 4-売-21
所有権の移転を受ける者 岩 村 [REDACTED]
所有権の移転をする者 美葉牛 [REDACTED]
所有権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和4年11月29日です。
対価の支払期限は、令和5年3月31日です。
売買価格は、5,502,000円です。
土地の所在は、美葉牛188番2 外4筆、
田が5筆で 面積は29,821㎡となっております。
資料の7ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号 4-売-21 承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号 4-売-21 について承認いたします。
次に番号 4-売-22 について説明願います。

事務局長

次のページ (16 ページ) をご覧下さい。
番号 4-売-22
所有権の移転を受ける者 岩 村 
所有権の移転をする者 美葉牛 
所有権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和4年11月29日です。
対価の支払期限は、令和5年3月31日です。
売買価格は、8,022,000円です。
土地の所在は、美葉牛208番1 外6筆、
田が7筆で 面積は42,608.61㎡となっております。
資料の8ページ (黄色枠部分) に航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号4-売-22承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号 4-売-22について承認いたします。

次に番号 4-売-23について説明願います。

事務局長

次のページ (17 ページ) をご覧下さい。

番号 4-売-23

所有権の移転を受ける者 岩村

所有権の移転をする者 岩村

所有権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和4年11月29日です。

対価の支払期限は、令和5年3月31日です。

売買価格は、7,362,000円です。

土地の所在は、美葉牛210番1 外1筆、

田が2筆で 面積は45,120㎡となっております。

資料の8ページ (水色枠部分) に航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号4-売-23承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号 4-売-23について承認いたします。
次に番号 4-売-24について説明願います。

事務局長

次のページ（18ページ）をご覧ください。
番号 4-売-24
所有権の移転を受ける者 美葉牛 [REDACTED]
所有権の移転をする者 美葉牛 [REDACTED]
所有権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和4年11月29日です。
対価の支払期限は、令和5年1月31日です。
売買価格は、2,340,000円です。
土地の所在は、美葉牛239番1 外10筆、
畑が11筆で 面積は133,521㎡となっております。
資料の9ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号 4-売-24承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号 4-売-24について承認いたします
日程第8 議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については承認いたします。

日程第9 議案第28号 現況証明書の交付について事務局より説明

願います。

事務局長

19ページをご覧ください。
議案第28号 現況証明書の交付について

現況証明書の交付願いがあったので、適否について審議する。

令和4年11月28日提出

20ページをご覧ください。

届け出人 岩村 XXXXXXXXXX

土地の所在は、岩村3番2 1筆です。

証明理由は、地目変更登記申請をするものです。

資料18ページに位置図として航空写真と現況写真を添付しております。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

日程第9 議案第28号 現況証明書の交付については承認と致します。

以上で第11回農業委員会総会を終了致します。